

出島産業廃棄物処分場設置問題について

広島市議会議員 松坂知恒

一、広島港港湾計画

広島の水の玄関口は広島港である。広島港の範囲は、西は廿日市から東は海田、坂に及ぶ。この長大な海岸線である広島港の管理者は広島県である。港湾法に基づき港湾管理者が港湾計画を立てるのであるが、広島県は平成元年の七月に港湾計画の改訂を行った。この計画改訂に「ポートルネッサンス 21 事業」が盛り込まれた。広島市南区出島沖の海面を百三十四、八ヘクタールほど埋め立て三万トン級と四万トン級のコンテナ埠頭、メッセ・コンベンション施設、スポーツ施設等を建設するという壮大な計画であった。

平成七年の出島地区埋め立て工事の竣工式において竹下虎之助県知事は、あいさつの中で「この埋め立ては土砂で行います。廃棄物で埋めることはしません。」と述べ漁業補償交渉でも土砂での埋め立てを前提に漁業関係者との交渉に入っている。

二、計画の変更

平成十一年三月に県は港湾計画の改訂を行った。百三十四、八ヘクタールのうち十八ヘクタールは土砂ではなく産業廃棄物の埋め立て地とするという改訂であった。廃棄物は埋めないという竹下知事の明言にもかかわらず、計画変更に至った背景には経済状況の変化がある。バブル経済華やかなりし平成元年から十年が経過して巨大交流施設や巨大スポーツ施設が不採算施設となることは明確となり計画の変更を余儀なくされた。

一方産業廃棄物の処理は佐伯区五日市吉見園沖に三十七、五ヘクタールの処分場を建設し平成三年から埋め立てを開始していた。県の説明によると紙屋町地下街シャレオの建設などに伴い建設汚泥などの産業廃棄物が処分計画を上回る排出量となり、三十年は大丈夫という処分場が十三年で一杯となることになった。

しかもこの計画変更が、宇品・出島地区の住民に公表されたのが平成十三年の二月十五日宇品小学校での地元説明会においてであった。住民にとっては全く寝耳に水の話であった。しかも設置権者である広島市長の設置許可を十三年中に取りつけ十四年度から処分場設置工事に入るというのである。宇品小での説明に至る二年間、広島県は広島市との間で暗黙裏のうちに処分場設置計画を進めていたのである。

三、広島市環境影響評価条例

広島市は平成十一年三月三十一日広島市環境影響評価条例（条例）を制定した。この制度は一定規模以上の開発事業を行うに当たり、「あらかじめ、その事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表してこれに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した事業とする。」いわゆる環境影響評価を行うための一連の手続きを定めている。この条例に基づき県は平成十一年十二月に市長に対し実施計画書を提出した。十

二年三月に提出された第一回目の市長意見をを受けて県は環境影響評価（アセスメント）の実施に取り掛かり十三年一月に環境影響評価準備書（準備書）を市長に提出している。準備書の公告・縦覧中の十三年二月十五日に説明会が開催されたのであった。

その後六月十日に公聴会が実施され公述人十五名中十四名が処分場設置反対の意見を述べた。また専門家で組織される広島市環境影響評価審査会（審査会）も五回にわたって開催され処分場設置計画に対する懸念を専門的な観点から秋葉市長に答申している。

四. 不可解な市の説明

宇品小での説明会が開催された後、住民は立ち上がった。住民が行政と接触するにつれ行政の不可解さが鮮明になっていった。四月二十日宇品海岸集会所で開かれた説明会において、広島市環境局環境アセスメント担当課の職員は、環境影響評価条例について「この条例は環境の保全についての観点から意見を述べることはできますが、設置の中止を求めることはできません。」「処分場の改善を求めることはできますが中止を求めることはできません。」と再三強調した。処分場計画がずさんであれば、当然環境に影響が出る。計画の中止以外に環境の保全を図ることはできない場合も起こり得るとの質問に対してもかたくなに設置中止を求めることはできませんとの一点張りで不可解な印象を与えた。

また六月十日開催の公聴会に向けてアセスメント担当課の職員が公述人の自宅を再三訪問し公述意見策定を手伝っていたことがわかった。公述人は設置反対の意見を表明しようとしていたが、職員の執拗な説得により「処分場設置に反対します。」という最後の一行は削除させられていた。この環境局職員の働きかけにより設置反対の公述意見は条件付き賛成意見にすりかえられて県に提出されることになったのである。

この事実を十三年六月議会の経済環境委員会で取り上げたところアセスメント担当課の国富律課長は「意見をすりかえるいう意図はなかった。」と答弁し、設置反対との意見を公述できなかった公述人については公述意見書の再度提出が認められた。「今後も環境局は市民の意見に耳を傾けるのか。」「どういう場を設定して意見を聴くのか。」という追及に対し、斉藤末男環境局長は、あえて発言を求め「広島市環境局は市民の意見を聴かないとは一度たりとも申したことはございません。ただしルールにのっとって意見を聴くのであります。」と言い放った。この委員会でのやり取りは当然秋葉忠利市長の耳にのぼり、市長みずから公述意見を取り寄せすみからすみまで熟読したそうである。

五. 広島県のずさんな調査

さらに地元住民は広島県が作成した準備書の疑問点について広島県との間で勉強会を開いた。広島県環境生活部の松本晃幸廃棄物対策総室長、山縣芳雄産業廃棄物対策室長などそうそうたる顔ぶれが住民の前に並んだ。ところが住民の質問に対し県の専門家たちは答弁に窮する一方であった。「遮水シートの安全性は保証されるのか。」との問いに、「遮水シートは永久に破れないということはありません。しかし破れない構造になっている。」と答え「処分場

内に持ち込まれた有害物が周辺海域に漏れたらどうするのか。」との質問には「有害物は法律により処分場に持ち込まれないことになっているので、有害物が漏れるということはない。」などと禅問答もかくやと思わせる珍問答に終始した。

準備書に盛り込まれたデータのうち、風向風速検査について一ヵ月に限り広島市が独自に再調査を実施した。その結果県の調査結果を二倍も上回る平均風速を記録し、煤塵の飛散は広範囲にわたることが予測された。

住民の活動が活発になるに伴い、テレビや新聞の取材が頻繁となった。勉強会の様子や風向風速の再調査も広島市民の広く知るところとなり、産廃処分場設置に対する市民の疑問は広がっていった。

六. 産廃処分場の実相

出島地区は現在コンテナ埠頭用地の埋め立て工事の真っ最中である。工事の見学にいくと瀬戸内特有の白い土とともに黒い土を盛んに埋めている。船で黒い土をどんどん運んでは埋めている。この黒い土は関東ローム層の土で東京首都圏の建設残土とのことであった。土捨て場に困った東京都や建設業界の圧力により広島県が受け皿となっているのだ。

広島県の発行した第四次広島県産業廃棄物処理計画によると、平成七年度に埋め立てられた産業廃棄物（産廃）は二百四万トンで汚泥が三十三パーセント（約八割が建設汚泥）を占める。次いで建設廃材が二十九パーセントである。業種別でみると建設業が埋め立てられる産廃の五十二パーセントを占める。

さらに産廃の埋め立て地には覆土のため建設残土も捨てられている。広島県内の産業廃棄物処分場（五日市、大竹、福山市箕島）に平成四年から八年までの間埋め立てられた建設残土は八十一万立米で総埋め立て量の三十八パーセントにのぼる。産廃は総埋め立て量の四十七パーセントである。つまり産廃と建設残土を含めると産廃処分場に捨てられる六十二パーセントは建設業界から持ち込まれている。つまりところ産廃処分場とは建設業界の不要物捨て場なのである。建設業界に縁の深い藤田雄山県知事が産廃処分場を積極的に設置しようとしている理由がうかがわれるではないか。

七. 有害物の除去

住民が最も恐れているのは焼却灰や煤塵中に含まれるダイオキシンである。近隣の香川県や愛媛県、山口県でも溶融炉や無害化施設の建設計画を進めているが、広島県は埋め立てに頼り切ったままである。広島市はダイオキシン対策特別措置法の排出基準が厳格化するに伴い新しい焼却工場においてダイオキシンの排出抑制に取り組むこととなった。一方広島県が無為無策である理由がわからない。いくら溶融炉を建設しても、建設残土は溶融炉で処理できないからであろうか。

八. メッセ・コンベンション施設と景観

九月議会では、広島市が県から購入するメッセ・コンベンション用地について質問が集中した。このメッセ用地は出島地区埋め立て用地内にあり広さは十、五ヘクタールである。他の議員の質問はメッセの事業採算性に集中した。つまり展示会による収入で経費がまかなえるのかという点である。もともと事業計画書が議会に示されてないまま議論せよという方が無理である。議会軽視との声が相継いだ。

ラストバッターとして質疑に立った私は環境問題に触れた。メッセ・コンベンション施設のオープンは平成十八年の予定である。この施設の隣りには産業廃棄物処分場が広がり、しかも産廃の埋め立て開始は平成十八年である。「食と緑のフェア」が開催されている隣りでは産廃が搬入され海面に散布されるのである。これでお客さんは来るのだろうか。

景観も悪くなるのではという質問には、長谷川順経済局長が「県が処分場の周囲に高さ二、五メートルの塀をめぐらすことにより、周辺施設からの景観に配慮しています。」と胸を張って答弁した。「メッセ・コンベンション施設は二階建てであるから、施設の二階から眺めると、塀の向こうに処分場は一望のもとに開けるのではないか。」と再質問すると「施設が建って見ないとわからない。」との答えであった。

結局十月三日に条例に基づいて秋葉市長が県に提出する市長意見の中身が注目されることとなった。

九. 市長意見

十月三日に提出された市長意見は、予想外の大胆なものであった。その意見は二本の柱からなっていた。情報公開と住民参加である。あらゆる情報、データを公開することと共に住民参加に特別の配慮を用いよと意見は述べていた。住民理解の形成の項は（ア）、（イ）、（ウ）から成る。

- （ア） 現行のスケジュールの一時凍結を含め、信頼感の醸成に努めること。
- （イ） 住民の疑問には科学的データによって具体的にこたえること。
- （ウ） 事業の着手に当たっては、大方の住民の合意を得るとともに、それを確認した上で行うよう努めること。

広島県にとっては厳しく、住民にとっては画期的な市長意見である。

これに対し県はコメントを発した。「県としては、準備書の内容は妥当と評価されたものと受け止めている。」「県としては住民理解の形成に十分配慮してきたところであるし、今後とも対応していく。」と。

市長意見に対する県の対応は住民、マスコミ、そして広島市長が注視する中いかなる方向に進んで行くのであろうか。